

乗船する小型船舶の種類					乗船者	ライフジャケットのタイプ ※③			
操縦免許	船検	用途	航行区域	構造		Type A	Type D	Type F	Type G
要 ※①	有	漁船 ※②	海岸から12海里を超える区域	——	すべて				
		旅客船 (旅客定員が12人を超える船舶)	——	——	小児	小児用			
					12歳以上の者				
		その他の小型船舶	沿海区域以遠	——	小児	小児用			
					12歳以上の者				
			沿岸区域 限定沿海区域	——	小児	小児用			
					12歳以上の者				
			不沈性能有 キルスイッチ有 ホーン有 (水上バイク等)	小児	小児用				
				12歳以上の者					
		平水区域	——	小児	小児用				
	12歳以上の者								
	不沈性能有 キルスイッチ有 ホーン有 (水上バイク等)	小児	小児用						
		12歳以上の者							
	無	漁船 ※②	海岸から12海里以内の区域	——	すべて				
その他の小型船舶		——	——	小児	小児用				
	12歳以上の者								

※:

- ① 小型船舶操縦士の免許が不要な船舶(ミニボート等)には、着用義務は適用されない(ただし、安全のため着用を推奨)。
- ② 遊漁船であったとしても、旅客定員が12人を超える場合は、旅客船に該当
- ③ 磯等渡しの場合は、型式承認品(桜マーク付)に代えて、浮力を有する釣り専用の安全装具で代替可(ただし、小児を除く。)